

青森県報

第二百十二号

令和二年
九月二十五日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……一
告 示

○青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約
款……………(財務指導課) ……二

公 告

○県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……三

○建設業者の許可の取消し……………(東青地
民局) ……三

○右 同……………(同) ……三

出先機関

○土地改良区の管理規程の認可……………(上北地
民局) ……四

公安委員会

○県内WAN遠隔バックアップ機器等賃貸借契約に係る一般
競争入札……………(会 計 課) ……四

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十六号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正す
る。

第九十六号様式及び第九十六号様式の二中

「4 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 日以内

5 請負代金額 円。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円。)

6 契約保証金 円。

7 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 円。

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 円。

8 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額 円。

(3) 保険期間

9 そ の 他

を

「4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

5 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 日以内

6 請負代金額 円。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円。)

7 契約保証金 円。

8 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 円. _____

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 円. _____

9 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額 円. _____

(3) 保険期間

10 その他

に定める。

第九十七号様式及び第九十七号様式の二中

「3 引渡しの日 検査に合格した旨の通知を受けた日から 日以内

4 追加請負代金額 円. _____ 第 回変更増(減)額

(うち取引に係る減額) 円. _____

5 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 円. _____

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 円. _____

6 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額 円. _____

(3) 保険期間

7 その他

を

「3 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

4 引渡しの日 検査に合格した旨の通知を受けた日から 日以内

5 追加請負代金額 円. _____ 第 回変更増(減)額

(うち取引に係る減額) 円. _____

6 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 円. _____

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 円. _____

7 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額 円. _____

(3) 保険期間

8 その他

に定める。

附 則

1 この規則は、令和二年十月一日から施行する。

2 改正後の青森県財務規則第九十六号様式から第九十七号様式の二までの規定は、令和二年十月一日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第七百二十八号

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第六十六條の規定により、青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款を次のとおり定める。

令和二年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款

青森県建設工事請負標準契約約款（平成31年3月青森県告示第221号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「監理技術者」の次に「(同条第3項ただし書の規定により監理技術者補佐(監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。)を置く場合にあつては、監理技術者及び監理技術者補佐)」を加える。

第20条の次に次の一条を加える。

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。
第30条第1項中「第22条まで」を「第20条まで、第21条、第22条」に改める。

附 則

- 1 この契約約款は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事請負標準契約約款の規定は、令和2年10月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

公 告

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、小泉地区の県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業(農業用排水施設整備))計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しな

ければならないこととされている。

令和二年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年九月二十八日から同年十月二十三日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 柳谷ダクト工業

二 氏名 柳谷直藏

三 主たる営業所の所在地 青森市富田一丁目九の五六

四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一〇〇一二八号

五 取消年月日 令和二年七月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

板金工業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年七月七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社市川土建
 - 二 代表者の氏名 市川勉
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市大字羽白字沢田七五三
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第九六四三号
 - 五 取消年月日 令和二年八月二十六日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
- 令和二年八月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、荒屋平土地改良区の芦沢頭首工管理規程を令和二年九月九日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和二年九月二十五日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

管理規程の概要

- 一 放流及び取水に関する事項
- 頭首工管理責任者は、適正な取水位によりかんがい取水を行い、毎年五月十六日から八月三十一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

- 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
- 頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれらの操作のために必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に必要措置をとるものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に必要事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

公 安 委 員 会

県内WAN遠隔バックアップ機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年九月二十五日

青森県警察本部長 村 井 紀 之

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設定、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

県内WAN遠隔バックアップ機器等 一式

二 賃貸借期間

令和三年三月一日から令和八年二月二十八日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和二年十月二十一日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和二年十一月六日 午後一時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部六階 会議室B

令和二年十一月六日 午後一時三十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付けられる入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和二年度の契約金額とする。ただし、令和三年度から令和六年度の各年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とし、令和七年度の契約金額は、落札価格に十一を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Electronic Computer hardware and software

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

1:30 P.M. November 6, 2020

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shimamachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円